

地域医療介護総合確保基金管理運営要領第2（2）②に基づく公表事項

基金の名称	滋賀県地域医療介護総合確保基金		
基金設置法人名	滋賀県		
基金の額	区分	医療分	介護分
	今回の基金造成額	623,152,000 円 (R5.3.31 造成)	1,716,630,000 円 (R5.3.31 造成)
	造成後の基金残高	1,719,231,205 円 (R5.3.31 現在)	2,724,235,056 円 (R5.3.31 現在)
国費相当額	区分	医療分	介護分
	今回の基金造成額	415,433,000 円 (R5.3.31 造成)	1,144,419,000 円 (R5.3.31 造成)
	造成後の基金残高	1,146,154,136 円 (R5.3.31 現在)	1,816,156,704 円 (R5.3.31 現在)
基金事業の概要	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、当該基金を活用して以下の事業を実施する。</p> <p>1－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>1－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業</p> <p>2 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>3 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>4 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>5 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</p>		
基金事業を終了する時期	<p>地域医療における医療及び介護の総合的な確保のための事業を継続的に実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期は設定していない。</p>		
基金事業の目標	<p>○医療分</p> <p>滋賀県計画に位置付けた各種事業を着実に実施することにより、滋賀県保健医療計画に掲げる5つの姿の実現を図っていくこととする。</p> <p>滋賀県保健医療計画で目指す5つの姿</p> <p>①県民一人ひとりがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしている</p>		

	<p>② 高度・専門医療の充実により、効果的な医療サービスが提供されている</p> <p>③ 医療機能の分化・連携が図られ、その人に応じた医療サービスが提供されている</p> <p>④ 高度急性期から在宅医療・介護、そして看取りまで切れ目なくサービスが提供されている</p> <p>⑤ これらのサービスの提供を支える地域の医療福祉の体制が整備されている</p> <p>○ 介護分</p> <p>滋賀県計画に位置付けた各種事業を着実に実施することにより、滋賀県介護保険事業支援計画に掲げる3つの基本目標の実現を図っていくこととし、特に、人材の確保・育成をはじめとした介護サービス等の提供体制の充実、強化にかかる事業を重点的に実施していくこととする。</p> <p>第8期滋賀県介護保険事業支援計画の基本目標</p> <p>① 地域力を生かした健康づくり・介護予防の推進と共生社会づくり</p> <p>② 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化</p> <p>③ 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築</p> <p>第8期滋賀県介護保険事業支援計画の重点事項</p> <p>① 地域で活躍する人材の確保・育成・協働</p> <p>② 地域の特性に応じた支援の充実</p> <p>③ 地域医療構想の展開を踏まえたサービスの一体的な提供体制づくり</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応や自然災害時における日常生活の支援</p>
<p>基金事業の採択にあたっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制</p>	<p>各事業所管課において、補助要綱に基づき、申請手続き等を実施。</p>